

## 第1回認証評価検討委員会 議事要旨

(注：本議事要旨は、事務局の責任で作成したものであり、今後、訂正される可能性があります。)

日時：平成15年11月21日 14:00～16:00

場所：弁護士会館1702号室

出席委員(50音順、敬称略)：浅古弘、飯田隆、飯室勝彦、浦部法穂、小幡純子、柏木昇、川端和治、菊池武久、京藤哲久、小山稔、高木晴夫、中川深雪、納谷廣美、宮川光治、村瀬均、吉松悟、米倉明

(欠席：阿部一正、大出良知、亀井尚也、長谷川裕子、日和佐信子、松浦好治)

### 1. 取り組みの基本的な考え方について

- 評価基準に不純物を混入しないようにすべき。つまり、法科大学院の「経営事情から厳しい」とか「教員の研究活動に差し支える」等の事情を考慮し評価を甘くしたりすべきでない。
- 設置審査は基本的に書類のみ。実際の授業運営等は審査されない。司法試験も能力の一部しか試験しない。第三者評価は実態評価して重要でありかつ司法試験で試されない部分について評価することが重要。
- 短期的視点のみならず、長期的視点も重要。ある程度出口評価(卒業生の活躍状況)もするべき。
- ユーザの視点を重視することは重要。
- 「2つのマインド・7つのスキル」で評価しきれぬのか疑問。「地域に根ざした市民法曹の養成」や「環境法に強い法曹の養成」といった取り組みを評価できないのではないか。
- 「2つのマインド・7つのスキル」では抽象的すぎて具体的な評価ができないのではないか。
- 「2つのマインド・7つのスキル」はフィロソフィーに過ぎないのではないか。家族法を独立の科目にするか否か、という点をどう評価することになるのか等が出てこない。
- 評価を受ける側にとって、質向上活動のガイドラインとなるような明確な基準を用意するべきではないか。
- 実際に評価するには、かなり細かい基準やマニュアルが必要ではないか。
- 何を評価するのか(ソフトかハードか)というターゲットを決めて、それから評価基準を定めるべき。
- 米国のような成熟段階と、今の日本の段階(学生は司法試験を非常に重視)とでは異なる対応は必要。
- 時期によって評価の重点を移していくようにしないと、法科大学院の折角のやる気が削がれてしまう恐れあり。

## 2. 評価について重点を置くべき事項

- 実地見分の必要は大きい。実際の授業を見たり、学生からのヒアリングを行うことで、設置要件の脱法を見逃さないようにすべき。
- 法科大学院に対しても大変な作業量となる可能性あり。負担の合理化を行うべきである。
- 評価機関が権力化しないように留意要。
- 法科大学院は予備校ではなく、法曹としての能力を養成する場なのであるから、必修科目・司法試験科目以外にどのような講座を設けているか評価すべき。
- 但し、法科大学院の規模も考慮要（大規模校と小規模校カリキュラム）。
- 学生に対するケアについても評価すべき。
- 設置の趣旨に記載されているものが、実際に実施されているかを評価することが重要。

## 3. 司法試験との関係

- 司法試験の合格率は参考程度に留める。大学院が司法試験の予備校化しては意味がない。
- 司法試験の合格者が高い法科大学院に対しても、改善点を指摘できるような評価基準を設けるべき。

## 4. 評価基準は must な事項に限るか better な事項を加えるか

- 評価事業の使命は、最低基準をクリアしているかの評価、と法曹水準の向上を図るよう促すこと、とに2分し、は客観的データを中心に厳しく評価し、は自己点検・改善を評価すると整理するのが適切ではないか。